平成２８年（フ）第４９号
長野県茅野市宮川7459番地171　県住29号
債務者　市川　勝治
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５０号
長野県茅野市玉川3390－７　ブラボー50　№19　101号室、住民票上の住所長野市川中島町今井1770番地23
債務者　谷口　　京（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５７７号
京都市左京区北白川東久保田町37番地　ＳＴＵＤＩＯ今西303号室、前住所京都市東山区泉涌寺東林町15番地15　レオパレス泉涌寺204号室
債務者　甲斐チエ子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
宮城県大崎市古川駅南１丁目78番地　フォーマル90　102号、従前の住所宮城県大崎市三本木新町１丁目18番26号
債務者　佐々木優斗
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
福島県伊達郡国見町徳江字上悪戸46番地１　県北浄化センター内　仮設乾燥施設宿舎
債務者　葛巻　強志
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第２８号
兵庫県養父市八鹿町九鹿115番地27
債務者　大垣　敏子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
徳島県徳島市北常三島町３丁目31－７　ルトレフル101号室、住民票上の住所香川県高松市高松町1715番地　ファーマランドＦ１－509
債務者　池内　宏志
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７８号
千葉県野田市七光台428番地の91
債務者　松本　　登
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９３号
千葉県松戸市串崎南町244番地の１
債務者　堀川　幸男
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９７号
千葉県我孫子市天王台２丁目８番５－101号　コーポローレンス
債務者　村上　　剛
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３０６号
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟904号
債務者　矢澤麻里子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８１１号
名古屋市西区八筋町22番地
債務者　太田　芳子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６７号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　新宮坂荘
債務者　末田陽一朗
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７７号
神戸市長田区寺池町１丁目６番２号、従前の住所神戸市長田区大塚町４丁目１番８－205号
債務者　浦　　利昭
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７８号
神戸市長田区寺池町１丁目６番２号、従前の住所神戸市長田区大塚町４丁目１番８－205号
債務者　浦　　茂子
1　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４０号
山口県周南市大字徳山757番地　市営高尾住宅27－161号
債務者　栗田　富雄
1　決定年月日時　平成28年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部